

# 年金支払変更制度のご案内

## (5年ごと利差配当付年金支払特約)

### 年金支払変更制度について

年金支払変更制度とは、5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を一時金にかえて年金で受け取ることができる制度です。

#### 保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、以下の保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

種類	年金で受け取ることができる 保険金等・解約返戻金相当額
保険金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金/死亡給付金</li> <li>● 高度障害保険金</li> <li>● 満期保険金</li> <li>● 進学学資金*</li> <li>● 満期学資金</li> <li>● 災害高度障害保険金</li> <li>● 特定疾病保険金</li> <li>● 災害死亡保険金/災害死亡給付金</li> <li>● 障害保険金</li> <li>● 介護保険金</li> </ul>
解約返戻金相当額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご契約を解約される場合にお支払いする解約返戻金相当額</li> <li>● ご契約を他の保険種類に変換(全部変換に限ります)した場合にお支払いする解約返戻金相当額</li> </ul>

\* 満期まで据え置いた後、満期学資金とあわせてご請求いただく場合のみ、対象となります。

■ 契約者配当金、保険料前納金の残額および未経過保険料等も含まれます。

■ 1回あたりの年金支払額が所定の額を下まわる場合はお取り扱いできません。

#### この特約の保険料はありません。

この特約の特約保険料を払い込む必要はありません。

#### 契約者配当金をお支払いする場合があります。

年金基金の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合、年金基金の設定日(第1回年金支払日の到来後は第1回年金支払日)以後、6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

■ 契約者配当金は、今後の経済情勢などにより変動(増減)します。また、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

■ また、このほかに長期間継続した契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。

#### 年金の受取方法をお選びいただけます。

##### ● 確定年金

年金支払期間中は、被保険者\*の生死にかかわらず年金をお支払いします。

##### ● 保証期間付終身年金

保証期間中は、被保険者\*の生死にかかわらず年金をお支払いします。保証期間経過後は、被保険者が生存している限り年金をお支払いします。

##### ● 保証期間付夫婦年金

保証期間中は、被保険者\*の生死にかかわらず年金をお支払いします。保証期間経過後は、被保険者が配偶者のいずれかが生存している限り年金をお支払いします。

\*この特約の被保険者は、以下のとおりです。

- 保険金等をお支払いする場合  
→年金基金設定時の保険金等の受取人
- 解約返戻金相当額をお支払いする場合  
→年金基金設定時の保険契約者

上記保険金等の受取人または保険契約者が法人の場合、被保険者は年金基金設定時にその法人が指定した方となります。

■ 変額個人年金保険(無告知型) 22・一時払変額個人年金保険(無告知型) 22は、保証期間付夫婦年金はお選びいただけません。

■ 保険金等の受取人が法人の場合や保険契約者が法人で解約返戻金相当額を年金でお支払いする場合は、確定年金のみとなります。

#### 年金を一時金で受け取ることもできます。

年金の支払開始後、年金のお支払いにかえて未払年金の現価を一時金で受け取ることができます。

- 確定年金…未払年金の現価
- 保証期間付終身年金…保証期間中の未払年金の現価
- 保証期間付夫婦年金…保証期間中の未払年金の現価

#### 後継年金受取人を指定できます。

年金基金の設定以後に年金受取人が死亡した場合、年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

あらかじめ後継年金受取人を指定しているご契約では、後継年金受取人が年金を受け取ることができます。



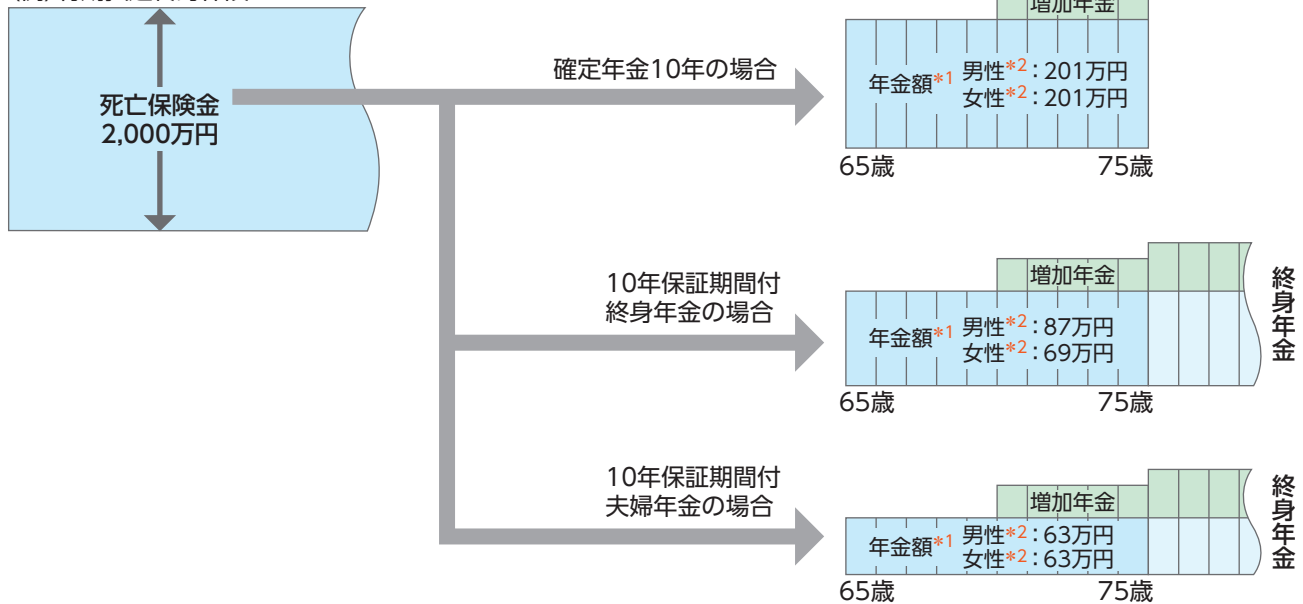
## 仕組図と受取例

### 【死亡保険金を年金で受け取った場合】

図はイメージです。

- 保険金などのお支払い事由発生時におけるこの特約の被保険者の年齢:65歳
- 配偶者の年齢:65歳

(例) 有期払込終身保険



\*1 年金額は万円未満切捨です。また、年金支払開始後の配当金による増加年金分を加味しておりません。

\*2 性別は、この特約の被保険者の性別です。

### 【解約返戻金相当額を年金で受け取った場合】

図はイメージです。

- 年金支払開始年齢:65歳

(例) 有期払込終身保険



\*1 年金額は万円未満切捨です。また、年金支払開始後の配当金による増加年金分を加味しておりません。

\*2 性別は、この特約の被保険者の性別です。



- 例示の年金額は、2022年10月時点の基礎率などに基づき算出したものです。実際の年金額は支払開始時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命などの変化により、基礎率などが変更された場合は、例示の年金額を大きく下まわる可能性があります。
- 5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払期間中は、年金の支払・管理に要する費用として、支払年金額に0.25%を乗じた額を年単位の契約応当日に責任準備金から控除します。(2022年10月現在)
- 控除額は、年金基金の設定時における基礎率を適用するため、将来変更する可能性があります。



## 年金支払変更制度の対象となるご契約一覧

保険金等・解約返戻金相当額が年金支払の対象となる保険種類	
有期払込終身保険	変額保険(有期型) <sup>*3</sup>
積立利率変動型終身保険	変額保険(定期型)
修正払込方式終身保険	生前給付保険(終身型)
ファミリー保険	生前給付保険(終身型) 98
終身保険(無選択型)	生前給付保険(終身型) 20
一時払終身保険(無告知型)	生前給付終身保険(生活保障型)
米ドル建一時払終身保険(無告知型)	生前給付終身保険(生活保障型) 20
平準定期保険	米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)
平準定期保険(喫煙リスク区分型)	米ドル建生前給付終身保険(生活保障型) 20
無解約返戻金型平準定期保険 <sup>*1</sup>	生前給付保険(定期型)
低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)	生前給付保険(定期型) 98
無解約返戻金型平準定期保険(障害介護型) <sup>*1</sup>	生前給付保険(定期型) 20
長期平準定期保険(障害保障型)	生前給付定期保険(生活保障型)
災害保障期間付平準定期保険	生前給付定期保険(生活保障型) 20
遡増定期保険	生前給付遡減定期保険(生活保障型)
遡増定期保険(低解約返戻金型)	生前給付遡減定期保険(生活保障型) 20
遡減定期保険	三大疾病収入保障保険 <sup>*2</sup>
遡減定期保険(喫煙リスク区分型)	三大疾病収入保障保険(20) <sup>*2</sup>
5年ごと利差配当付生活保障保険(連生型) <sup>*2</sup>	5年ごと利差配当付終身介護保障保険 <sup>*2</sup>
米ドル建終身保険	終身介護保障保険(低解約返戻金型) <sup>*2*4</sup>
米ドル建平準定期保険	5年ごと利差配当付個人年金保険 <sup>*3*5</sup>
米ドル建養老保険 <sup>*3</sup>	変額個人年金保険 <sup>*2*3</sup>
米ドル建特殊養老保険 <sup>*3</sup>	変額個人年金保険(無告知型) 22 <sup>*6</sup>
養老保険 <sup>*3</sup>	一時払変額個人年金保険(無告知型) 22 <sup>*6</sup>
5年ごと利差配当付養老保険 <sup>*3</sup>	学資保険 <sup>*3</sup>
特殊養老保険 <sup>*3</sup>	5年ごと利差配当付学資保険 <sup>*3</sup>
変額保険(終身型)	

解約返戻金相当額のみが年金支払の対象となる保険種類
がん入院保険

\*1 解約返戻金はないため、保険金等のみ年金でお支払いします。

\*2 死亡給付金および解約返戻金相当額のみ年金でお支払いします。

\*3 解約返戻金相当額は、契約日から5年以上経過した場合のみ年金でお支払いします。

\*4 保険料の払込期間が終身の場合には付加することはできません。

\*5 解約返戻金相当額は、個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合のみ年金でお支払いします。

\*6 死亡給付金、災害死亡給付金および契約日から5年以上経過した解約返戻金相当額のみ年金でお支払いします。

■ 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。



## ご契約に際して

### 年金の受取方法をお選びいただけます。

確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦年金の中から年金の種類をお選びいただけます。

年金種類	保証期間	年金支払期間
確定年金	—	5年
	—	10年
	—	15年
	—	20年
	—	25年
	—	30年*
	—	35年*
保証期間付終身年金	5年	終身
	10年	終身
	15年	終身
保証期間付夫婦年金	5年	終身
	10年	終身
	15年	終身

\*解約返戻金相当額を年金でお支払いする場合のみお選びいただけます。

- 変額個人年金保険(無告知型) 22・一時払変額個人年金保険(無告知型) 22は、保証期間付夫婦年金はお選びいただけません。
- 保険金等の受取人が法人の場合や保険契約者が法人で解約返戻金相当額を年金でお支払いする場合は、確定年金のみとなります。

### 米ドル建保険の場合

年金は円でお支払いします。その場合の換算基準日と為替レートは以下の通りです。

換算基準日		為替レート
解約返戻金相当額を年金としてお支払いする場合	必要な書類が当社の本社に到着した日	当社所定の為替レート* (当社所定の為替レートは対顧客電信買相場(TTB)を下限として設定しますので、対顧客電信買相場(TTB)を下まわることはありません)
満期保険金を年金としてお支払いする場合	主契約の保険期間満了日の前営業日または必要な書類が当社に到着した日のいずれか遅い日	
満期保険金以外の保険金等を年金としてお支払いする場合	必要な書類が当社に到着した日	

\*使用する当社所定の為替レートには、為替手数料(0.01円/1米ドル)が含まれます(2022年10月現在)。なお、為替手数料は、将来変更する可能性があります。

※米ドル建保険とは以下の保険です。

- 米ドル建終身保険
- 米ドル建平準定期保険
- 米ドル建養老保険
- 米ドル建特殊養老保険
- 米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)
- 米ドル建生前給付終身保険(生活保障型) 20
- 米ドル建一時払終身保険(無告知型)

### ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)  
担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。  
なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

このパンフレットは、環境に配慮したFSC®森林認証紙と植物油インキを使用しています。



担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。